

# 公認審判員補助制度について

この制度は札幌バドミントン協会(以下、本協会と称する)に登録した公認審判員有資格者で、審判員として本協会から依頼した方、審判員を公募した際にご協力をしていただいた方を対象に、更新費用や上級資格申請費用の補助をしようとする制度です。

## 1. 対象となる大会等

### (1) 本協会主催または主管の大会

- ・ミックスダブルス大会
- ・バドミントンフェスタ
- ・札幌バドミントン選手権大会
- ・市民大会
- ・小学生ABC予選
- ・全道小学生予選会
- ・小学生学年別大会
- ・小学生十勝オープン選考会

### (2) (公財)日本バドミントン協会、北海道バドミントン協会および傘下の各連盟主催の札幌地区で開催される大会

各連盟＝北海道実業団連盟、北海道レディース連盟、北海道教職員連盟、北海道小学生連盟  
北海道中学校体育連盟、北海道高等学校体育連盟、北海道学生連盟

### (3) 他地区で開催される大会に本協会が依頼を受けて派遣した場合

## 2. 大会での申請

大会当日、会員登録カードと審判手帳を持参し審判業務実施後、レフェリーに提出し大会名・期日の確認後、押印を受ける。

## 3. その他

(1) 現規定では審判員資格有効期間に本協会への登録を毎年行うことが必要となります。

公認審判員資格登録規定第2章第7条(4)による

(2) 補助制度が施行された時点において、登録期間が途中の場合は年度割りとする。

(3) 3級新規登録申請費用、会員登録料は対象外とする。

(4) この制度は平成29年4月1日より施行する。